○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、製造業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） ３　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省、告示第九号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第十一号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） ３　売上高が百億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて百億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は十年を超えないものとする。	第２　経営力向上の実施方法に関する事項 １・２　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。